

1. 令和6年度地域別最低賃金額改定の目安

7月25日に開催された中央最低賃金審議会で、令和6年度の地域別最低賃金額改定の目安について答申が取りまとめられました。

答申のポイントは、都道府県の経済実態に応じて、全都道府県をA、B、Cの3ランクに分けて、引上げ額の目安を提示していますが、埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪の6都府県のAランクで50円、北海道、茨城、栃木、群馬、山梨、京都、広島、福岡などの28道府県のBランクで50円、青森、鳥取、高知、大分、沖縄などの13県のCランクで50円の増と、引上げ額の目安を掲示しています。A、B、Cの3ランクに分けていますが、全都道府県の引上げ額の目安が50円ということです。

今後は、各地方最低賃金審議会がこの答申を参考にして、地域における賃金実態調査や参考人の意見等も踏まえた調査審議の上で答申をおこない、各都道府県労働局長が地域別最低賃金額を決定することとなりますが、目安どおりに引き上げがおこなわれた場合には、東京都の新しい最低賃金額は1,163円、神奈川県は1,162円、埼玉県は1,078円、千葉県は1,075円になります。

仮に全都道府県で目安どおりに引き上げがおこなわれた場合の全国加重平均は1,054円で、上昇額は50円(昨年度は43円)となり、昭和53年度に目安制度が始まって以降で最高額となります。引上げ率に換算すると5.0%(昨年度は4.5%)となります。各都道府県の最低賃金の発効年月日は10月1日以降順次となりますが目安どおりとなるのでしょうか。

2. 男性育休初の30%超え～「令和5年度雇用均等基本調査」より

厚生労働省は、「令和5年度雇用均等基本調査」の結果(従業員5人以上の3,495事業所から回答)を公表しました。この中から、男性の育児休業の取得状況についてご紹介します。

◆法改正により取得率が上昇

昨年度の男性の育児休業取得率(産後パパ育休を含む)は30.1%で、令和3年度より13ポイント増えて過去最高を更新しました(女性は、84.1%(令和3年度より3.9ポイント増))。同省は、取得率が30%に達した理由として、令和4年の育児介護休業法の改正により取得意向の確認が義務付けられたことや、中小企業に様々な政策を打ち出し、制度が周知されたことなどを挙げています。

育児休業の取得期間は、「1か月～3か月未満」が28.0%(令和3年度24.5%)と最も高く、「5日～2週間未満」が22.0%(同26.5%)、「2週間～1か月未満」が20.4%(同13.2%)となっており、2週間以上取得する割合が上昇しています。事業所の規模別では、「従業員500人以上」が34.2%で最も多く、100人以上の事業所では30%を超えているのに対し、「5～26人」の事業所は26.2%でした。

◆従業員300人以上の企業は取得率公表が義務化

政府は、男性の育児休業取得率を令和7(2025)年までに50%に上げることを目標に掲げています。取得率を向上させる施策として、来年4月からの育児介護休業法の改正により、従業員が300人超1,000人以下の企業にも取得率の公表が義務付けられるようになります。また、従業員数100人超の事業主に対して、行動計画策定時に育児休業の取得状況等に係る状況把握および数値目標の設定が新たに義務付けられるようになります。

【厚生労働省「令和5年度雇用均等基本調査」】

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/71-r05.html>



● 編集後記 ●

Netflixで話題の「地面師たち」を観ました。実際にあった事件をベースにしたストーリー展開に引き込まれ一気見しました。不動産を巡る詐欺の巧妙さや、裏で糸を引く人物たちの駆け引きが非常にリアルに描かれており、手に汗握るシーンが続きます。特に、信じていたものが崩れる瞬間の緊張感と衝撃は見応えがありました。現代社会の裏側を覗き見るような感覚と、登場人物たちの葛藤が共感を呼び、視聴後も考えさせられる作品でした。(秋山)

あおぞら人事・労務サポート
 特定社会保険労務士
 秋山幸子 (登録NO.13050514)
 三鷹市下連雀3-38-4
 三鷹産業プラザ307
 TEL:0422-24-8625
 FAX:0422-24-8605
 E-mail: info@aozora-sr.com
 URL: www.aozora-sr.com

責任編集:社会保険労務士(武蔵野統括支部)
 メンバー:秋山・隅谷・安部・酒井・福岡・奥山